

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月11日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成16年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条から第10条まで (略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関</p>	<p>第1条から第10条まで (略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関</p>

<p>する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)若しくは特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>第11条から第17条まで (略)</p>	<p>する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい</p> <p>_____、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は同法第16条の2第1項 _____に規定する移動端末設備(同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている _____ものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>第11条から第17条まで (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。